

電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例及び県営工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 33 号

電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例及び県営工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例

(電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例(昭和 42 年岩手県条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(経営の基本)				(経営の基本)			
第 2 条 [略]				第 2 条 [略]			
2 [略]				2 [略]			
3 工業用水道事業における施設は、取水施設、給水施設及びその他の施設とし、その名称、位置、1 日最大給水量及び給水区域は、次のとおりとする。				3 工業用水道事業における施設は、取水施設、給水施設及びその他の施設とし、その名称、位置、1 日最大給水量及び給水区域は、次のとおりとする。			
名 称	位 置	1 日最大給水量	給水区域	名 称	位 置	1 日最大給水量	給水区域
北上中部工業用水道	[略]	18,600 立方メートル	[略]	第一北上中部工業用水道	[略]	38,600 立方メートル	[略]
第二北上中部工業用水道	[略]			第二北上中部工業用水道	[略]		
第三北上中部工業用水道	北上市	20,000 立方メートル	北上市				

備考 改正部分は、下線の部分である。

(県営工業用水道料金徴収条例の一部改正)

第 2 条 県営工業用水道料金徴収条例(昭和 53 年岩手県条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表(第 3 条関係)				別表(第 3 条関係)			
名 称	料金の種別	工業用水の 料金の額	ろ過料金 の額	名 称	料金の種別	工業用水の 料金の額	ろ過料金 の額
北上中部工業用水道	[略]			第一北上中部工業用水道	[略]		
第二北上中部工業用水道	[略]			第二北上中部工業用水道	[略]		

第三北上中部工業用水道	基本料金	45円	
	超過料金	90円	

--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。